

総 税 市 第 1 7 号  
令 和 2 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣  
( 公 印 省 略 )

地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）  
の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和2年総務省令第21号）が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

これに伴い、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日総税市第16号総務大臣通知）を下記のとおり改正しますので、貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしく願います。また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく願います。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」について、別添新旧対照表のように改正する。

本通知による改正後の次に掲げる規定は、それぞれに定めるところにより適用する。

イ ロからチまでに掲げる規定以外の規定 令和2年度以後の年度分の個人の市町村民税、固定資産税及び軽自動車税の種別割並びに令和2年4月1日以後に法定納期限が到来する不申告加算金、同日以後に支払を受けるべき給与等に係る給与所得者の扶養親族申告書又は給与所得者の扶養親族異動申告書を提出する場合、同日以後に支払を受けるべき公的年金等に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出する場合、同日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税

ロ 第1章65 令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金

ハ 第2章1及び2の2 令和3年度以後の年度分の個人の市町村民税

ニ 第2章8 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税

ホ 第2章45(13)、45の2(4)、45の4(13)及び45の6(4) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律

- 第 号) の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税
- へ 第2章54の2 (特定寄附金に係る部分に限る。) 令和2年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税
- ト 第2章77(2)及び(3) 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日が属する年度以後の年度分の個人の市町村民税
- チ 第5章9及び9の2 令和2年10月1日以後に行われる売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税